

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市監査委員 小田 徹
同 三谷 利博
同 永尾 春文
同 山崎 猛

令和 7 年度包括外部監査結果報告に関する意見について

長崎市包括外部監査人から提出があった令和 7 年度の監査の結果に関し、地方自治法第 252 条の 38 第 4 項の規定による意見を決定したので、次のとおり提出します。

1 契約事務の透明性

- (1) 地方自治体の契約は、地方自治法第 234 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約できるとされている。

D M O への委託業務は随意契約で行われており、さらに、第三者への再委託が行われている。

再委託を行うのであれば、再委託を行っている業務を切り離して競争入札により委託できないか検討されたい。

- (2) 委託料の根拠については、人員配置や人件費が適正かどうか具体的な検証がなされていない、と包括外部監査人からの意見がある。契約金額等について透明性を図られたい。
- (3) 委託契約締結前に事業者が事業着手しているものが見受けられるとの意見がある。適正な契約事務を行われたい。

2 長崎市 D M O 計画について

- (1) D M O の事業評価の基準があいまいで、事業項目と評価項目が一致していないとの指摘がある。

「長崎市 D M O 事業計画」においては長崎市観光・M I C E 戦略における長崎市と D M O の基本的な役割が示されているものの、実際には D M O の役割とされている業務が長崎市からの委託事業

として行われている。

長崎市DMO計画の実施にあたり、委託事業のうち補助事業として対応すべき事業がないか検証し、併せて事業評価の項目についても整理されたい。

- (2) 観光庁はDMOを観光地域づくり法人として、多様な関係者と協働しながら、地域一体となった観光地域づくりを推進していく司令塔の立場と位置付けているが、この役割を果たすための地元の事業者の意見の吸い上げが不十分であるとの意見をいただいている。

DMOの司令塔としての役割を果たすために、DMOを中心としたネットワークを形成し、主体的に観光地域づくりの推進が行われるよう、長崎市は「観光・MICE戦略」及び「長崎市DMO事業計画」の検証を行い、計画の見直しに反映されたい。

3 宿泊税について

宿泊税を積み立てている観光交流基金について、具体的な取崩し条件等がないとの意見がある。

宿泊税を新設するに当たり、総務大臣の同意に係る地方財政審議会において「毎年実施する事業と、基金を用いて行う必要がある事業の内容の棲み分けを、明確に説明できるようにすること」という意見を付されている。

市議会においても、「宿泊税の見える形でのハード事業にも活用してほしい」という意見もある。

観光交流基金の取り崩しの条件等を整備するとともに、宿泊税の効果を可視化できるような活用方法を検討されたい。